

介護保険料の納付について

介護保険は介護を社会全体で支える制度であり、保険料はこの制度を支える大切な財源です

介護保険料額のお知らせは7月中旬に発送します

65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料は所得や住民税課税状況によって決定し（表参照）、納め方は納付書や口座振替で納める普通徴収と年金からの差し引きで納める特別徴収に分かれます。

なお、平成27年度から公費による第1段階の保険料の負担軽減を行っています。今年度は軽減の対象を第1段階から第3段階の住民税非課税世帯全体に拡大しています。

平成31年度（令和元年度）介護保険料

段階	区分（平成31年度・令和元年度の住民税課税状況など）	保険料（年額）
第1段階	生活保護を受給している方 本人の前年の〔合計所得金額＋課税年金収入額〕が80万円以下の方	28,350円 基準額×0.375
第2段階	世帯全員が 住民税非課税 本人の前年の〔合計所得金額＋課税年金収入額〕が120万円以下の方	37,800円 基準額×0.5
第3段階	本人の前年の〔合計所得金額＋課税年金収入額〕が120万円を超える方	54,810円 基準額×0.725
第4段階	住民税課税世帯 本人の前年の〔合計所得金額＋課税年金収入額〕が80万円以下の方	66,150円 基準額×0.875
第5段階	(本人非課税) 本人の前年の〔合計所得金額＋課税年金収入額〕が80万円を超える方	75,600円 基準額
第6段階	本人の前年の合計所得金額が120万円未満の方	94,500円 基準額×1.25
第7段階	住民税課税世帯 本人の前年の合計所得金額が120万円以上、200万円未満の方	98,280円 基準額×1.3
第8段階	(本人課税) 本人の前年の合計所得金額が200万円以上、300万円未満の方	113,400円 基準額×1.5
第9段階	本人の前年の合計所得金額が300万円以上の方	132,300円 基準額×1.75

介護保険料に関する問合せ

- ▶ 介護保険事務所 保険給付班 ☎ 0187-86-3911
- ▶ 仙北市長寿支援課 ☎ 43-2281
- ▶ 仙北市包括支援センター ☎ 43-2283



福祉医療費受給者証の更新のお知らせ

問 仙北市民生活課 国保年金係 ☎ 43-3316

福祉医療費受給者証が更新されます

現在お使いの福祉医療費受給者証は、8月1日から更新されます（一部受給者を除く）。現在、受給者証をお持ちの方で更新が必要な方には、7月上旬に申請書を同封した通知をお送りしますので、ご都合のつく場所で手続きを行ってください。（8月1日以降に新たに該当する方については、7月下旬に手続きの案内をお送りします。）

更新日程

都合により右記の日程で更新手続きができない方は、**7月29日(月)以降**に市役所角館庁舎市民生活課国保年金係で手続きを行ってください。（7月22日(月)～26日(金)の間は受給者証を交付することができません。）

通知に記載されている必要書類（健康保険証など）は必ずお持ちください。書類がそろっていないとその場での交付ができません。

期日	場所	時間
7月15日(月・祝)	市役所西木地域センター ※例年と会場が違います	9:00～16:00
7月16日(火)	市役所桧木内出張所	9:00～16:00
7月17日(水)	市役所神代出張所	9:00～19:00
7月18日(木)	田沢湖総合開発センター	9:00～19:00
7月19日(金)	仙北市総合情報センター	9:00～16:00
	角館庁舎市民生活課	17:30～19:00

対象となる方

対象者	対象内容	所得制限 【所得制限対象者】
乳幼児と小・中学生	生まれた日から中学校修了年度の3月31日まで	なし (区分分けのため所得確認は必要) 【父、母】
ひとり親家庭の児童	①母子家庭、父子家庭の児童 ②父母のいない児童 ③父または母が1～2級程度の身体障害者手帳などを持つ家庭の児童 ※18歳の誕生日を迎えた日以降の最初の3月31日まで ※被用者保険本人の方は該当しません。	あり 【父、母、扶養義務者】
重度心身障がい(児)者	身体障害者手帳1～3級または療育手帳Aを持っている方	被用者保険本人のみあり 【本人、配偶者、扶養義務者】
高齢身体障がい者	65歳以上の身体障害者手帳4～6級を持っている方 ※被用者保険本人の方は該当しません。	あり 【本人、配偶者、扶養義務者】

- ※乳幼児および小・中学生の自己負担については次のとおりです。
- 受給者は、医療機関で自己負担分の半額を負担。ただし、上限は1,000円（1医療機関、1か月ごと、入院・外来別）
 - 0歳児は医療機関での自己負担はなし。
 - 市民税所得割非課税世帯は医療機関での自己負担はなし。

福祉医療制度の対象となるが申請をしたことがない、受給者証の有効期限が平成31年（令和元年）7月31日までとなっているのに7月中に更新の通知が届かない、などの方は、8月1日以降に市民生活課国保年金係へお問い合わせください。

福祉医療制度とは

福祉医療費助成制度は、乳幼児から中学生までの児童、ひとり親家庭の児童、高齢身体障がい者や重度心身障がい(児)者の心身の健康保持と生活の安定をはかるため、**医療費の保険適用分の自己負担相当額を助成する制度**です。この制度にかかる費用は、秋田県と仙北市が負担します。

福祉医療費受給者証をお持ちの方へ

次に該当する場合は届出が必要です。

- ▶ 健康保険証が変わったとき
- ▶ 住所や氏名が変わったとき
- ▶ ひとり親家庭ではなくなったとき（事実婚含む）
- ▶ 転出、死亡したとき
- ▶ 身体障害者手帳、療育手帳の等級が変わったとき
- ▶ 受給者証を紛失、汚損、破損したとき
- ▶ 受給者証の有効期限が切れたとき

健康保険証、身体障害者手帳または療育手帳(障がい者の区分で該当している方)、受給者証、印鑑をお持ちのうえ、お近くの市役所各庁舎・各出張所へ届出をしてください。